

墨田区消費者ニュース

平成28年9月発行 第118号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



振り込め詐欺注意報!!

“実在しないオリンピックのチケットの販売”や“聖火台に名前を刻む権利の契約”など、その時々ので社会の出来事に便乗した話を持ちかけ、代金を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害が発生しています。

このような不審な電話などには決して応じないようにしましょう。

特に、判断力の低下した高齢者は被害に気づきません。ご家族や周りの方は高齢者の小さな変化を見逃さず、消費者センターなどの相談機関につなげましょう。

情報資料コーナー



すみだ消費者センターでは、消費者啓発用のDVDの貸し出しやパンフレットの配布などを行っています。

高齢者向けの「オレオレ詐欺」や「買え買え詐欺」、「点検商法」の再現ドラマを収録したDVD（左写真）や、一般向けの「悪質商法に関する事例」、若者向けの「美容医療のトラブル」、親御さん向けの「子どもとインターネット」など消費生活上のトラブルに関するさまざまなDVDを取り揃えています。

福祉施設などで職員や利用者への研修・啓発にぜひご利用ください。

詳しくはすみだ消費者センターへお問い合わせください。



消費者相談コーナーを開設します! 《錦糸公園会場内》

10月1日(土)・2日(日)午前10時~午後3時半

すみだ
まつり

振り込め詐欺や契約に関するトラブルなどの消費生活相談をお受けします。

~お気軽にお立ち寄りください~

憧れの海外リゾートライフ??

～海外のリゾートホテルのタイムシェアを

契約したがクーリング・オフしたい

【相談事例】

海外のリゾートホテルのタイムシェアの説明会があるとショッピングセンターで声をかけられ、2日前その説明会に参加した。そこで、「タイムシェアの会員になると、ハワイのリゾートホテルの部屋を毎年1週間、自分の部屋として利用できる。今日契約すれば、ホテルで利用できるポイントを1万ポイントプレゼントする。」と言われた。

とても得だと思い、250万円で契約し、クレジットカードで分割払いとした。

家に帰り冷静になると、高額であり、毎年海外のリゾートホテルを利用できるのか不安になったので解約したい。

【アドバイス】

「タイムシェア」とは、“毎年1週間、契約したリゾート施設に宿泊ができる”や“契約したリゾート施設の系列のホテルに宿泊ができる”などのシステムで、不動産所有権付のリゾート会員権のことです。

定期的に海外へ旅行する消費者にとっては便利なものと思われがちですが、不動産所有権の契約のため、税金や管理費等の負担も発生します。

- ① 契約内容を十分確認しましょう。
- ② 実際に自分が毎年利用することができるのか考えましょう。
- ③ 契約書にクーリング・オフ等の無条件解除の規定があるのか確認しましょう。

この事例の場合は、契約書にクーリング・オフの規定があったので、期間内に書面で契約事業者とクレジットカード会社に通知をして、クーリング・オフができました。

クーリング・オフの規定がない場合やクーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合は解約が困難になります。十分注意して契約しましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

